

## 認定 NPO 法人北海道 NPO ファンド「まちのプロジェクト基金」参加に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、認定特定非営利活動法人北海道 NPO ファンド(以下「乙」という。)が実施する事業指定型寄付助成プログラム「まちのプロジェクト基金」(以下本プログラムという。)に関し、次の通り覚書を締結する。

(ロゴマーク等の使用許諾)

第 1 条 乙は甲に対し、本プログラムの実施にあたり、甲が、乙の指定するロゴマーク・文書等を使用することを許諾する。ただし、甲がロゴマーク・文書等を使用するにおいては、乙の指示等を遵守するものとする。

(寄付金の助成配分)

第 2 条 1 乙は、本プログラムの寄付募集期間において寄付金を収納する。

2 乙は、乙の理事会が指定する選定委員会による審査により、助成額を定める。

3 乙は、甲に対し、前項の選定委員会の審査後、第 1 項で収納した寄付金から手数料を控除した残額を助成する。

(寄付金受領状況の報告)

第 3 条 乙は甲に対して、本プログラムに関して甲を指定した寄付金の収納状況を報告する。ただし、その頻度や時期については、乙が定める。

2 甲は、乙に対して、本プログラムに関して甲を指定した寄付金の受領状況を乙に対してすみやかに報告する。

3. 甲は、前項において報告された寄付金を、寄付募集期間終了後 1 か月以内に乙に送金する。

(寄付者の個人情報の取り扱いについて)

第 4 条 甲および乙は本プログラムに関して取得した個人の情報につき、個人情報保護法等関係法令に則り、かつ本プログラムにおける規約等に従い、適正に取り扱うものとする。

(本プログラムにおける寄付集めについて)

第 5 条 甲および乙は、本プログラムにおいて、別紙「寄付者の権利宣言 2010(日本ファンドレイジング協会)」に言及される寄付者の権利を尊重する。

(報告)

第 6 条 甲は乙に対して、本プログラムに関し甲が実施した事業結果を書面で報告する。

(本覚書の有効期間)

第 7 条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から、本プログラムの事業報告書を乙が受理したときまでとする。

(契約の解除)

第 8 条 乙は、本プログラム事業にて、本覚書記載の義務に違反したとき、または乙の社会的信用を損なう等の事態が生じた場合には、前条の期間に関わらず、相手方に対して、

この覚書を停止あるいは解除することができる。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 甲および乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団を始めとする反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議が取り纏めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力)との関係を一切遮断することを保証する。

2 甲および乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本覚書を直ちに解除することができる。

(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合

(3) 自らの属性にかかわらず、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合

(4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、または、第三者を利用して行わせた場合

(5) 相手方に対し、業務妨害を自ら行い、または、第三者を利用して行わせた場合

(業務の譲渡および委託の禁止)

第10条 甲および乙は、本覚書による権利又は地位の全部又は一部を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 甲は、本プログラムの申請事業の全部または大部分を再委託してはならない。

3 甲は、書面による申請を行い、乙の書面による承諾を得て、本プログラムの申請事業を再委託することができる。

(協議)

第11条 甲及び乙は、本覚書に記載のない事項が生じた場合、または、記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を以て協議し、解決を図るものとする。

甲乙間に以上のおおりの覚書が締結された証として、本書面2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年

甲

乙 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201  
認定特定非営利活動法人北海道NPOファンド

代表理事 樽見弘紀